

インターネットDCオプション利用規約

令和6年4月1日

株式会社トークネット

(規約の適用)

第1条 当社はこのインターネットDCオプション利用規約（料金表を含みます。以下「規約」といいます。）を定め、これによりインターネットDCオプションを提供します。

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 インターネットDCオプション網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 インターネットDCオプション	インターネットDCオプション網を使用して行う電気通信サービス
5 インターネットDCオプション取扱局	電気通信設備を設置し、それによりインターネットDCオプションを提供する当社の事業所
6 インターネットDCオプション取扱所	インターネットDCオプションの契約事務を行う当社の事務所
7 取扱局交換設備	電気通信回線を収容するためにインターネットDCオプション取扱局に設置される交換設備
8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）又は電気通信サービスの卸契約（以下「卸契約」といいます。）に基づく接続（以下「相互接続等」といいます。）に係る電気通信設備の接続点
9 相互接続通信	相互接続点を經由する通信
10 協定事業者	当社と相互接続協定又は卸契約を締結している電気通信事業者
11 インターネットDCオプション契約	当社からインターネットDCオプションの提供を受けるための契約
12 契約者	当社とインターネットDCオプション契約を締結している者
13 契約者回線	インターネットDCオプション契約に基づいて取扱局交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
14 契約者回線等	(1) 契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 (3) その他当社が必要により設置する電気通信設備
15 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物であるもの
16 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
17 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

20 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の技術的条件
21 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(インターネットDCオプションの提供区域等)

第4条 当社のインターネットDCオプションは、当社が別記1に定める提供区域等において提供しません。

(契約の単位)

第5条 当社は、1のインターネットDCオプション契約の申込みにつき、1のインターネットDCオプション契約を締結します。この場合、契約者は、1のインターネットDCオプション契約につき1人に限ります。

(利用申込みを行うことのできる者の条件)

第6条 インターネットDCオプションを利用できる者は、当社の仙台中央データセンターサービス利用約款に規定する契約者に限ります。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、別に定める仙台中央データセンター内に端末設備を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(インターネットDCオプション取扱局)

第8条 契約者回線は、その契約者回線の終端のあるインターネットDCオプション取扱局の取扱局交換設備に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときには、インターネットDCオプション取扱局を変更する場合があります。

(インターネットDCオプション契約申込の方法)

第9条 インターネットDCオプション契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネットDCオプション取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 手続き等に関する連絡先情報
- (3) インターネットDCオプションの接続について契約者の機器設定に関わる情報

(インターネットDCオプション契約申込の承諾)

第10条 当社は、インターネットDCオプション契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのインターネットDCオプション契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) インターネットDCオプション契約の申込みをした者がインターネットDCオプションの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) インターネットDCオプション契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 インターネットDCオプションについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、インターネットDCオプションの提供を開始した日から起算して1年間と

します。

- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除又は契約者回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます

（譲渡の禁止）

第12条 契約者がインターネットDCオプション契約に基づいてインターネットDCオプションの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（契約者回線の移転）

第13条 契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（インターネットDCオプション契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 移転先は、当社が別に定める仙台中央データセンターフロア内に限ります。

（その他の契約内容の変更）

第14条 当社は、契約者から請求があったときは、第9条（インターネットDCオプション契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（インターネットDCオプション契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の一時中断）

第15条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約者が行うインターネットDCオプション契約の解除）

第16条 契約者は、インターネットDCオプション契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法によりインターネットDCオプション取扱所に書面により通知していただきます。

（破産等によるインターネットDCオプション契約の解除）

第17条 当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのインターネットDCオプション契約を解除します。

（当社が行うインターネットDCオプション契約の解除）

第18条 当社は、第21条（利用停止）の規定によりインターネットDCオプションの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのインターネットDCオプション契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第21条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、インターネットDCオプションの利用停止をしないでそのインターネットDCオプション契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定の他に技術上その他の理由でインターネットDCオプションを提供することが著しく困難になった場合は、そのインターネットDCオプション契約を解除することがあります。
- 4 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線の一時中断の請求があったときを除き、その契約者回線に係るインター

ネットDCオプション契約を解除することがあります。

- 5 当社は、前4項の規定により、そのインターネットDCオプション契約を解除しようとするときは、あらかじめ、契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第19条 インターネットDCオプション契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

(利用中止)

第20条 当社は、次の場合には、インターネットDCオプションの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第24条(通信利用等の制限)の規定により、利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりインターネットDCオプションの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第21条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのインターネットDCオプションに係る料金その他の債務(この規約の規定により、支払いを要することとなったインターネットDCオプションに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネットDCオプションの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第39条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (3) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号のほか、この規約の規定に反する行為であって、インターネットDCオプションに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備などに著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりインターネットDCオプションの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第1項第2号により、インターネットDCオプションの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

第22条 当社は、相互接続等の一時停止又は解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、契約者がインターネットDCオプションを全く利用することができなくなったときは、インターネットDCオプションの接続休止(インターネットDCオプションを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、そのインターネットDCオプションについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめその契約者にそのことをお知らせします。

- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、インターネットDCオプション契約は、解除されたものとして取り扱いません。この場合は、その契約者にそのことをお知らせします。

(通信の条件)

第23条 契約者回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。

(通信利用等の制限)

第24条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関で利用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社が別に定める電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、通信の利用を制限することがあります。
- 4 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。

(契約者回線による制約)

第25条 契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、インターネットDCオプションを利用することはできません。

(通信の品質)

第26条 通信の品質については、インターネットDCオプションの利用形態等により変動する場合があります。

(料金及び工事に関する費用)

第27条 当社が提供するインターネットDCオプションの料金及び工事に関する費用は、料金表に定め

るところによります。

(料金の支払義務)

第28条 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネットDCオプションの提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネットDCオプションを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、インターネットDCオプションを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネットDCオプションを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネットDCオプションについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネットDCオプションを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネットDCオプションについての料金
3 移転に伴って、インターネットDCオプションを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりインターネットDCオプションを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネットDCオプションについての料金
4 インターネットDCオプションの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネットDCオプションについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

(工事費の支払義務)

第29条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これをお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担してい

たきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算等)

第30条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第31条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第32条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(契約者の維持責任)

第33条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第34条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であつて、契約者回線等その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、インターネットDCオプション取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第35条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条（通信利用等の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの

	防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にそのインターネットDCオプション取扱局を変更することがあります。

(責任の制限)

第36条 当社は、インターネットDCオプションを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネットDCオプションが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、インターネットDCオプションが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するインターネットDCオプションに係る料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりインターネットDCオプションの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

(免責)

第37条 当社は、インターネットDCオプションに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

(承諾の限界)

第38条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この規約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第39条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要がある場合を除き、インターネットDCオプション契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
- (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、インターネットDCオプション契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (5) インターネットDCオプション契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (6) 当社又は他人の権利を侵害する、法令に反する若しくは公序良俗に反する態様、又はその恐れがある態様（その態様が、いずれかの態様に結びつく場合、又は結びつくおそれがある場合を含みます。）でインターネットDCオプションを利用しないこと。
なお、別記11に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本条の義務違反があるものとみなします。

- 2 契約者は、インターネットDCオプションを他人に利用させる場合（以後、この項において、この他人のことを「利用者」といいます。）、契約者同様にこの規約の規定を遵守させるものとし、当社は、利用者の行為をその契約者の行為とみなします。
- 3 契約者は、前2項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（情報等の削除等）

第40条 当社は、契約者の利用について第39条（利用に係る契約者の義務）第1項第6号に違反した場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム又は請求等（以下、「クレーム等」といいます。）が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由でインターネットDCオプションの運営上不適切と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第39条（利用に係る契約者の義務）第1項第6号に違反する行為をやめるように要求します。
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

（児童ポルノ画像等のブロッキング）

第41条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像（以下、この条において「画像等」といいます。）について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像等を閲覧できない状況に置くことがあります。

- 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像等の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 3 当社は、前2項の措置について児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、通信の秘密を不当に侵害しないこと及び違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

(注意喚起)

第 42 条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレスから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、契約者に注意喚起を行うことがあります。

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第 43 条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 に定めるところによります。

(法令に規定する事項)

第 44 条 インターネット DC オプションの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めのある事項については、別記 5 から 9 に定めるところによります。

(閲覧)

第 45 条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

別 記

別 記

1 インターネットDCオプションの提供区域等

(1) インターネットDCオプションは、当社が別に定める区域において提供します。

(注) 当社が別に定める区域は、仙台中央データセンターフロア内とします。

(2) 当社のインターネットDCオプションに係る通信は、契約者回線相互間、契約者回線と相互接続点との間及び相互接続点相互間において提供します。

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて、インターネットDCオプション取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他インターネットDCオプション契約に必要な事項について変更があったときは、速やかにインターネットDCオプション取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

(1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます

(2) 当社がインターネットDCオプション契約等に基づいて設置する端末設備等に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（同法第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 インターネットDCオプションにおける禁止行為

契約者は、インターネットDCオプションの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害、児童売買若しくは預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為又はそれら犯罪に結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声、若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがあるものとして告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認又は使用期限切れの医薬品の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布の目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体及びその器官並びに加工品の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（いわゆる「ネズミ講」）を開設若しくは運営し、無限連鎖講に加入することを勧誘、又はこれらの行為を助長する行為
- (10) 当社の電気通信設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為、又はそれらを試みる行為
- (11) 不正アクセス行為又は不正アクセス行為を助長する行為、及び第三者になりすましてインターネットDCオプションを利用し、当社の電気通信設備に際限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (12) ウイルス又はマルウェア等、有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又はそのおそれのある行為
- (15) 違法な賭博やギャンブルを行わせる行為、又は違法な賭博やギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲又は爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負、仲介又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物の殺傷若しくは虐待する画像等の情報、又はその他の社会

通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを張る等その情報の所在を指し示す行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定又は多数の者により掲載等をさせることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく損害すると当社が判断した行為

12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料 金 表

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がそのインターネットDCオプション契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 暦月の初日以外の日により契約者回線の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日により契約の解除等があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線の提供の開始を行い、その日にその契約の解除等があったとき。
 - (4) 規約第 28 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき
- 3 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するインターネットDCオプション取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 7 規約第 28 条（料金の支払義務）から第 29 条（工事費の支払義務）までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

- 8 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1表 料 金

1 適 用

区 分	内 容
(1) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア インターネットDCオプションについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、アの最低利用期間内に契約の解除があった場合は、規約第 28 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定に係らず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払って頂きます。</p>

2 料金額

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)
インターネットDCオプション使用料	5,000 円 (5,500 円)

備 考

- 1 最大 1 Gb/s の符号伝送速度での通信が可能です。
- 2 当社は、インターネットDCオプション取扱局の回線収容部(契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。)を当社が別に定める複数の契約者回線数で共有するため、上記の符号伝送速度での通信を保証するものではありません。

第2表 工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等において、1の工事ごとに適用します。						
(2) 工事費の適用区分	<p>工事の適用区分は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約者回線の設置等に係る工事</td> <td>契約者回線の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 契約者回線の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 契約者回線の設置等に係る工事	契約者回線の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 契約者回線の一時中断に係る工事	契約者回線の利用の一時中断を行う場合に適用します。
工事の区分	適 用						
ア 契約者回線の設置等に係る工事	契約者回線の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。						
イ 契約者回線の一時中断に係る工事	契約者回線の利用の一時中断を行う場合に適用します。						
(3) 工事費の減額適用	当社は2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						

2 工事費の額

工事の種類	単 位	工事費の額（税込額）
ア 契約者回線の設置等に係る工事	1の工事ごとに	18,000円（19,800円）
イ 契約者回線の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	6,500円（7,150円）

附 則

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、令和2年10月31日より実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。